

2025年4月1日

九州日本信販株式会社

浜屋aiゴールドカード会員規約の一部改定について

平素は弊社クレジットカードをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、下記のとおり、浜屋aiゴールドカード会員規約の一部を改定いたします。

記

1. 適用開始日

2025年6月1日（日）

2. 改定内容

改定後	改定前
浜屋aiゴールドカード会員規約 (2025年6月1日改定)	浜屋aiゴールドカード会員規約 (2023年2月28日改定)
第一章〔一般条項〕	第一章〔一般条項〕
第12条（カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認） 1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。 <u>ただし、支払いを2回以上に分割し、かつ口座振替により支払う場合、2回目以降の支払いで前回請求額と同額となるときは、当回分のカードご利用代金明細書は送付しないものとします。</u> なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。	第12条（カードご利用代金明細書《請求書》・残高承認） 1. 当社は会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細及び残高が記載されたカードご利用代金明細書を会員の届出住所宛に送付します。なお、当社所定の手続きがとられた場合には、法令等により電磁的な方法が認められない場合を除き、当社は、当該カードご利用代金明細書に代えて、電子メールの送信その他の電磁的な方法により当該カードご利用代金明細書の記載事項を提供することができるものとします。
第13条（費用・公租公課等の負担） 2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、 <u>当社所定の手数料</u> を別に支払うものとします。	第13条（費用・公租公課等の負担） 2. 会員は、支払いを遅滞したことにより、当社が振込用紙を送付したときは、 <u>振込用紙送付手数料として送付回数1回につき550円（税込）以内で当社の定める</u>

<p>3. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、<u>当社所定の手数料</u>を別に支払うものとします。</p> <p>4. 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用として<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとしますが、<u>その手数料を超える費用を要した場合はその費用を支払うものとします。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>6.</u> カード利用又は本規約若しくは本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課は会員の負担とし、公租公課（消費税等を含む）が変更される場合には当該増額部分は会員の負担するものとします。</p> <p><u>7.</u> 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は<u>当社所定の手数料</u>を支払うものとします。</p> <p><u>8.</u> カードご利用代金明細書は、電磁的方法又は封書の郵送による方法にて会員に通知します。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（口座振替の登録が完了していない場合等を含む）は、カードご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、郵送されるカードご利用代金明細書の請求内容に法令に基づき当社が書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合、また、当社の都合により、電磁的方法による通知ができない場合は当該発行手数料は無料とします。</p>	<p><u>金額</u>を、別に支払うものとします。</p> <p>3. 会員は、カード利用による支払金等の支払遅滞等により当社が訪問集金したときは、<u>訪問集金費用として訪問回数1回につき、2,200円（税込）</u>を別に支払うものとします。</p> <p>4. 会員は、当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用 <u>(550円（税込）以内で当社の定める金額としますが、550円（税込）を超える費用を要した場合はその費用）</u>を支払うものとします。</p> <p><u>6.</u> 会員は、<u>会員の要請により貸金業法に定める交付書面の再発行を受けたときは、当社所定の書面再発行手数料として1書面につき、550円（税込）を支払うものとします。</u></p> <p><u>7.</u> カード利用又は本規約若しくは本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課は会員の負担とし、公租公課（消費税等を含む）が変更される場合には当該増額部分は会員の負担するものとします。</p> <p><u>8.</u> 当社は、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合により、会員がカードの再発行を希望したときは、当社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、会員は、<u>当社所定のカード再発行手数料としてカード1枚につき、550円（税込）</u>を支払うものとします。</p> <p><u>9.</u> カードご利用代金明細書は、電磁的方法又は封書の郵送による方法にて会員に通知します。会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（口座振替の登録が完了していない場合等を含む）は、カードご利用代金明細書を郵送にて送付します。この場合、会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。ただし、郵送されるカードご利用代金明細書の請求内容に法令に基づき当社が書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合、また、当社の都合により、電磁的方法による通知ができない場合は当該発行手数料は無料とします。</p>
<p>第14条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>5. カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合第13条第<u>7</u>項に則り、会員は<u>当社所定の手数料を支払うものとします。</u></p>	<p>第14条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>5. カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合第13条第<u>8</u>項に則り、会員は<u>再発行手数料を負担していただくことがあります。</u></p>
<p>第15条（退会・会員資格の取消し及びカードの使用停止・返却）</p> <p>2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p><u>(6) 長期間にわたりカードの利用がなく、当社所定の基準による期間を経過し</u></p>	<p>第15条（退会・会員資格の取消し及びカードの使用停止・返却）</p> <p>2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの使用を停止し又は会員の資格を取り消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。</p> <p><u>(新設)</u></p>

<u>た場合。</u> <u>(7)</u> その他当社が会員として不適格と判断した場合。							<u>(6)</u> その他当社が会員として不適格と判断した場合。						
第17条（期限の利益の喪失） 1. 会員は、翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、未払債務全額について、当然に期限の利益を失い、直ちに <u>支払うもの</u> とします。							第17条（期限の利益の喪失） 1. 会員が、翌月1回払のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも遅滞したときは、 <u>翌月1回払のカードショッピングの未払債務全額</u> について当然に期限の利益を失い、 <u>当該未払債務の全額</u> を直ちに <u>お支払いいただきます。</u>						
第二章 [カードショッピング条項]							第二章 [カードショッピング条項]						
第24条（カードショッピングの支払金の支払方法） 3. (1) 会員が当社加盟店である株式会社浜屋百貨店で1回払、2回払、分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合においては、支払回数、支払期間、実質年率、分割手数料は下記のとおりとなります。							第24条（カードショッピングの支払金の支払方法） 3. (1) 会員が当社加盟店である株式会社浜屋百貨店で1回払、2回払、分割払、ボーナス1回払、ボーナス2回払、ボーナス併用分割払のいずれかを指定した場合においては、支払回数、支払期間、実質年率、分割手数料は下記のとおりとなります。						
支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	4回 (4ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)	支払回数 (支払期間)	1回 (1ヵ月)	2回 (2ヵ月)	3回 (3ヵ月)	4回 (4ヵ月)	5回 (5ヵ月)	6回 (6ヵ月)
実質年率(%)	0	0	<u>11.66</u>	<u>12.42</u>	<u>12.91</u>	<u>13.25</u>	実質年率(%)	0	0	<u>7.18</u>	<u>7.65</u>	<u>7.96</u>	<u>8.18</u>
利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	0	0	<u>1.95</u>	<u>2.60</u>	<u>3.25</u>	<u>3.90</u>	利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	0	0	<u>1.2</u>	<u>1.6</u>	<u>2.0</u>	<u>2.4</u>
支払回数 (支払期間)	7回 (7ヵ月)	8回 (8ヵ月)	9回 (9ヵ月)	10回 (10ヵ月)	15回 (15ヵ月)	20回 (20ヵ月)	支払回数 (支払期間)	7回 (7ヵ月)	8回 (8ヵ月)	9回 (9ヵ月)	10回 (10ヵ月)	15回 (15ヵ月)	20回 (20ヵ月)
実質年率(%)	<u>13.50</u>	<u>13.69</u>	<u>13.83</u>	<u>13.94</u>	<u>14.24</u>	<u>14.32</u>	実質年率(%)	<u>8.34</u>	<u>8.46</u>	<u>8.55</u>	<u>10.76</u>	<u>11.01</u>	<u>11.10</u>
利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>4.55</u>	<u>5.20</u>	<u>5.85</u>	<u>6.50</u>	<u>9.75</u>	<u>13.00</u>	利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>2.8</u>	<u>3.2</u>	<u>3.6</u>	<u>5.0</u>	<u>7.5</u>	<u>10.0</u>
支払回数 (支払期間)	24回 (24ヵ月)	30回 (30ヵ月)	36回 (36ヵ月)	ボーナス 1回	ボーナス 2回		支払回数 (支払期間)	24回 (24ヵ月)	30回 (30ヵ月)	36回 (36ヵ月)	ボーナス 1回	ボーナス 2回	
実質年率(%)	<u>14.33</u>	<u>14.28</u>	<u>14.21</u>	0	0		実質年率(%)	<u>11.12</u>	<u>11.11</u>	<u>11.08</u>	0	0	

利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>15.60</u>	<u>19.50</u>	<u>23.40</u>	0	0		利用代金100円 あたりの分割払 手数料の額(円)	<u>12.0</u>	<u>15.0</u>	<u>18.0</u>	0	0	
※ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。							※ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。						
<p>4.</p> <p>(1) 分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。</p> <p>(例) 利用代金 10万円、10回払の場合</p> <p>◎ 手数料 100,000円 × (<u>6.5</u>円/100円) = <u>6,500</u>円</p> <p>◎ 支払金合計 100,000円 + <u>6,500</u>円 = <u>106,500</u>円</p> <p>◎ 月々の支払金 <u>106,500</u>円 ÷ 10回 = <u>10,650</u>円</p>							<p>4.</p> <p>(1) 分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。</p> <p>(例) 利用代金 10万円、10回払の場合</p> <p>◎ 手数料 100,000円 × (<u>5.0</u>円/100円) = <u>5,000</u>円</p> <p>◎ 支払金合計 100,000円 + <u>5,000</u>円 = <u>105,000</u>円</p> <p>◎ 月々の支払金 <u>105,000</u>円 ÷ 10回 = <u>10,500</u>円</p>						

※改定後の会員規約全文は、当社ホームページで確認できます。